

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

訓 令	○ 支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令	教育財務課	1頁
	○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	教職員課	2頁
公 告	○ 令和5年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項	高校教育課	3頁
人事異動	○ 三重県地方産業教育審議会委員の異動について	高校教育課	4頁
	○ 三重県総合博物館協議会委員の任命について	社会教育・文化財保護課	5頁
	○ 三重県立図書館協議会委員の解任及び任命について	社会教育・文化財保護課	5頁

訓 令

教委訓第4号

各 県 立 学 校

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和4年5月17日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程の一部を改正する訓令

支出負担行為等の権限の三重県立学校長に対する委任に関する規程（昭和62年教委訓第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																						
(委任する事務) 第2条 県立学校の校長に委任する事務は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 支出負担行為に関すること。	(委任する事務) 第2条 県立学校の校長に委任する事務は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 支出負担行為に関すること。																																																						
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>報償費</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>需用費</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>役務費</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>委託料</td><td>4,000万円未満</td><td></td></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>500万円未満</td><td></td></tr><tr><td>原材料費</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>備品購入費</td><td>全額</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額	備考	報償費	全額		需用費	全額		役務費	全額		委託料	4,000万円未満		使用料及び賃借料	全額		工事請負費	500万円未満		原材料費	全額		備品購入費	全額		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>報償費</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>需用費</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>役務費</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>委託料</td><td>4,000万円未満</td><td></td></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>工事請負費</td><td>500万円未満</td><td></td></tr><tr><td>原材料費</td><td>全額</td><td></td></tr><tr><td>備品購入費</td><td>全額</td><td></td></tr></tbody></table>	区分	金額	備考	報償費	全額		需用費	全額		役務費	全額		委託料	4,000万円未満		使用料及び賃借料	全額		工事請負費	500万円未満		原材料費	全額		備品購入費	全額	
区分	金額	備考																																																					
報償費	全額																																																						
需用費	全額																																																						
役務費	全額																																																						
委託料	4,000万円未満																																																						
使用料及び賃借料	全額																																																						
工事請負費	500万円未満																																																						
原材料費	全額																																																						
備品購入費	全額																																																						
区分	金額	備考																																																					
報償費	全額																																																						
需用費	全額																																																						
役務費	全額																																																						
委託料	4,000万円未満																																																						
使用料及び賃借料	全額																																																						
工事請負費	500万円未満																																																						
原材料費	全額																																																						
備品購入費	全額																																																						

負担金、補助及び交付金		全額	
扶助費		全額	
償還金、利子及び割引料		全額	収入証紙により収納された歳入の戻出に係るもの
投資及び出資金	電信電話料	全額	
公課費		全額	

(2)～(7) (略)

負担金、補助及び交付金		全額	
扶助費	教科書学習書給与費	全額	
償還金、利子及び割引料		全額	収入証紙により収納された歳入の戻出に係るもの
投資及び出資金	電信電話料	全額	
公課費		全額	

(2)～(7) (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教委訓第5号

各 県 立 学 校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和4年5月17日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の支出負担行為に関する事務を次のように改める。

区分	決裁区分		備考
	校長	専決者 事務長	
1 報償費		全額	
2 需用費		全額	
3 役務費		全額	
4 委託料		4,000万円未満	
5 使用料及び賃借料		全額	
6 工事請負費		500万円未満	
7 原材料費		全額	
8 備品購入費		全額	
9 負担金補助及び交付金		全額	
10 扶助費		全額	
11 償還金、利子及び割引料		全額	収入証紙により収納された歳入の戻出に係るもの
12 投資及び出資金	電信電話料	全額	
13 公課費		全額	

備考：金額は、1件当たりの金額（予定価格又は見積金額を含む。）をいう。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

令和5年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項を次のとおり定めます。
令和4年5月17日

三重県教育委員会

① 募 集

(1) 応募資格

ア 特別選抜

特別選抜を志願することのできる者は、県内高等学校の工業に関する学科を令和5年3月卒業見込みの者で、合格した場合、入学を確約できる者とする。

イ 一般選抜

一般選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 高等学校もしくは中等教育学校の卒業生又は令和5年3月卒業見込みの者
- (イ) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は令和5年3月修了見込みの者
- (ウ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者又は令和5年3月31日までにこれに該当する見込みの者

(2) 入学定員

ものづくり創造専攻科 第1学年 20人（機械コース、電気コース各10人程度）

※ 特別選抜の募集人数は12人程度とする。

※ 一般選抜の募集人数は入学定員より特別選抜の合格者数を除いた数とする。

(3) 募集方法

ア 入学願書等の受付期間及び受付時間

原則として、簡易書留の郵送により提出すること。（受付締切期限までに必着のこと。）

区分	受付期間	受付時間
特別選抜	令和4年9月5日（月）から9月8日（木）まで	9時から16時まで
一般選抜	令和4年10月24日（月）から10月28日（金）まで	9時から16時まで

イ 応募手続

次の書類を三重県立四日市工業高等学校長に提出し、受検票を受け取る。

- (ア) 専攻科入学願書【様式1】
- (イ) 収入証紙納付書【様式2】（入学選抜手数料として、2,200円の三重県収入証紙を貼付する。）
- (ウ) 専攻科受検票【様式3】
- (エ) 志願理由書【様式4】
- (オ) 最終出身学校長からの調査書
- (カ) 推薦書【様式5】（特別選抜のみ）
- (キ) 返信用封筒（受検票返送用：宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付する。）

※ ただし、入学願書等を三重県立四日市工業高等学校に直接提出する者は（キ）を省略することができる。

なお、納入した入学選抜手数料は理由のいかんを問わず返却しない。

② 検査、選抜及び合格者の発表

(1) 特別選抜

検査期日	令和4年9月15日（木）	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から 10時10分まで	小論文
	10時20分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和4年9月22日（木）に可否通知書を出身高等学校長に通知する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

(2) 一般選抜

検査期日	令和4年11月8日（火）	
受付	8時45分から 9時00分まで	
検査日程	9時00分から 9時10分まで	点呼・諸注意
	9時10分から 10時00分まで	学力検査（機械または電気）
	10時05分から 10時35分まで	実技検査
	10時40分から	個人面接
検査会場	三重県立四日市工業高等学校 ものづくり創造専攻科棟	
選抜方法	提出された書類及び検査の結果に基づいて、総合的に選抜する。	
合格者の決定	合格者は、三重県立四日市工業高等学校長が決定する。	
合格者の発表	令和4年11月15日（火）9時30分に四日市工業高等学校において、合格者の受検番号を掲示するとともに、四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科ホームページに掲載し、発表する。	

※ 応募者の人数によっては、検査日程が変更になる場合があります。

③ その他

- (1) 入学志願者は、入学志願に必要な所定の用紙を三重県立四日市工業高等学校（〒510-0886三重県四日市市日永東三丁目4番63号 TEL：059-346-2331）に請求する。
 なお、郵送希望者は、返信用封筒（宛名を記載し、簡易書留相当額の切手を貼付のこと）を添えて請求する。
- (2) 受検者は、交付された受検票を、検査当日受付に提示する。

人 事 異 動

三重県地方産業教育審議会条例（昭和26年三重県条例第24号）第2条第2項の規定により、次のとおり三重県地方産業教育審議会委員の異動を行いました。

令和4年5月10日

三 重 県 教 育 委 員 会

1 退 任

- (1) 氏 名 徳田 嘉美
 (2) 退任年月日 令和4年3月31日

2 任 命

- (1) 氏 名 西尾 雅二
 (2) 任 期 令和4年5月10日から令和5年11月23日まで

博物館法（昭和26年法律第285号）第21条及び三重県総合博物館条例（平成25年三重県条例第64号）第28条第2項の規定により、次のとおり三重県総合博物館協議会委員を任命しました。

令和4年4月15日

三重県教育委員会

1 任命する委員の氏名

岩崎 奈緒子
大西 かおり
岡崎 智子
北村 美香
小林 秀樹
小林 由佳
駒田 聡子
染川 香澄
高井 健司
館 健造
中島 伸子
浜辺 佳子
前田 智之
山田 康彦
吉岡 基

2 任期 令和4年4月19日から令和6年4月18日まで

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び三重県立図書館協議会条例（昭和25年三重県条例第62号）第2条の規定により、次のとおり三重県立図書館協議会委員を解任及び任命しました。

令和4年5月10日

三重県教育委員会

1 解任する委員の氏名

大川 暢彦

2 解任日 令和4年5月10日

3 任命する委員の氏名

辻 成尚

4 任期 令和4年5月11日から令和4年9月2日まで

発行
津市広明町13番地 三重県教育委員会